また、都道府県知事は、法第三十条の十三第一項又は第二項の規定による報告の内容を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として次に掲げる場合に該当するときは、当該報告をした法第三十条の十三第二項に規定する医療機関機能等報告対象病院等（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる。

イ　法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能（同条第一項第二号に規定する基準日後医療機関機能をいう。以下同じ。）が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が担うことについて地域医療構想調整会議において協議が調ったものと異なる場合であって、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要であると都道府県知事が認めた場合

ロ　イに掲げる場合のほか、法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が現に行っている医療の実態と著しく乖離しているものとして都道府県知事が適切でないと認めた場合

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、医療機関機能等報告の在り方について検討して見直しを行い、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えるための検討を進めるものとする。

二　医療機関機能及び病床の機能に関する情報の提供の推進

患者や住民が医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、都道府県は、医療機関機能等報告を通じて把握した病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの医療機関機能及び病床の機能の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。

さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、より効果的な情報提供の在り方等を検討することが必要である。

第七　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

一　（略）

二　外来医療の機能の分化及び連携の推進に関する基本的な事項

地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進については、都道府県は、外来機能報告（法第三十条の十八の二第一項及び法第三十条の十八の三第一項の規定による報告をいう。）を通じて、医療従事者又は医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の実施状況や当該医療の提供を担う基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向等を確認し、構想区域等その他の都道府県知事が適当と認める区域ごとに、法第三十条の十八の五第一項に規定する協議の場（以下「協議の場」という。）を設け、協議の場における議論を通じて、地域における外来医療の機能の分化及び連携を進めていくことが必要である。特に、医療従事者又は医療に関する物資を重点的に活用する外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所を紹介受診重点医療機関として明確化することにより、患者の流れを円滑化し、外来における待ち時間の短縮や医師の働き方の改善を図ることが重要である。あわせて、受診の流れと医療機関の機能及び役割について患者及び住民に分かりやすく周知することが必要である。

（新設）

国は、都道府県の地域医療構想の達成に向けた取組を支援するとともに、地域における病床の機能の分化及び連携を更に実効性あるものとするため、病床機能報告の在り方を検討して見直しを行い、地域の医療需要に円滑に対応できる人員配置等を調えることの検討を進めるものとする。

二　病床の機能に関する情報の提供の推進

患者や住民が医療の適切な選択や受診を行うことができるよう、都道府県は、病床機能報告を通じて把握した病院又は診療所であって一般病床又は療養病床を有するものの病床の機能の情報について、患者や住民に分かりやすく明示することが必要である。

（新設）

さらに、都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、より効果的な情報提供の在り方等を検討することが必要である。

第七　外来医療に係る医療提供体制の確保に関する基本的な事項

一　（略）

二　外来医療の機能の分化及び連携の推進に関する基本的な事項

地域における外来医療に係る病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進については、都道府県は、外来機能報告（法第三十条の十八の二第一項及び法第三十条の十八の三第一項の規定による報告をいう。）を通じて、医療従事者又は医療に関する物資を重点的に活用する外来医療の実施状況や当該医療の提供を担う基幹的な病院又は診療所としての役割を担う意向等を確認し、構想区域等その他の都道府県知事が適当と認める区域ごとに、関係者との協議の場を設け、当該協議の場における議論を通じて、地域における外来医療の機能の分化及び連携を進めていくことが必要である。特に、医療従事者又は医療に関する物資を重点的に活用する外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所を紹介受診重点医療機関として明確化することにより、患者の流れを円滑化し、外来における待ち時間の短縮や医師の働き方の改善を図ることが重要である。あわせて、受診の流れと医療機関の機能及び役割について患者及び住民に分かりやすく周知することが必要である。